

長野県行財政改革プラン（案）

長野県

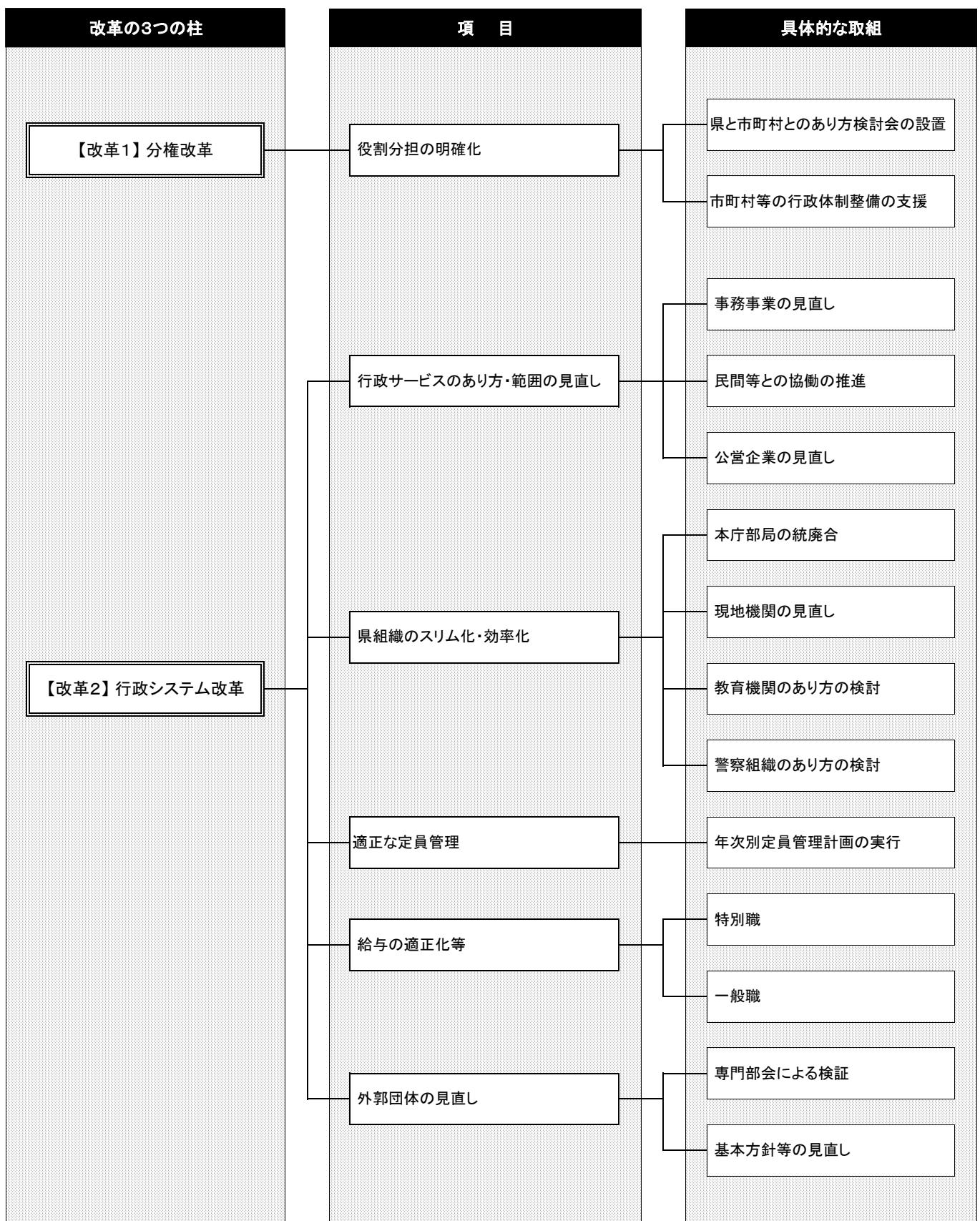
平成19年（2007年）2月

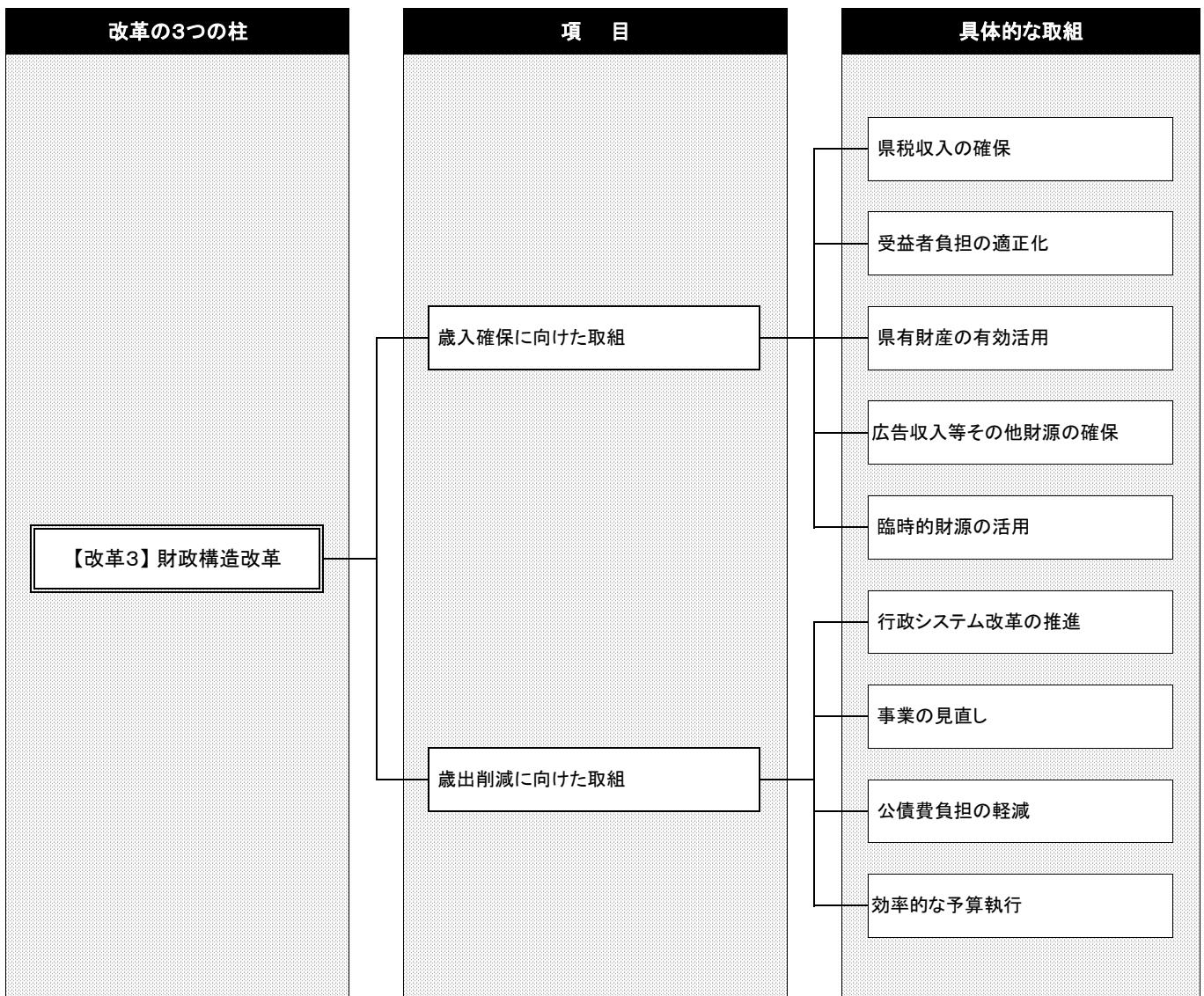
目 次

体系図	1
第1 長野県を取り巻く状況とこれまでの取組	3
1 長野県を取り巻く環境の変化	3
2 これまでの行財政改革に向けた取組と課題	6
(1) 行政改革の取組	
(2) 財政改革の取組	
(3) 行財政改革の取組が残した課題	
第2 行財政改革の必要性	8
第3 長野県行財政改革プランの基本的な考え方	9
1 改革の3つの柱	9
2 推進期間	9
第4 行財政改革推進のための「3つの改革」	10
【改革1】 分権改革	
1 分権改革に向けて	10
2 実現に向けた方策	10
(1) 県と市町村とのあり方検討会の設置	
(2) 市町村等の行政体制整備の支援	
【改革2】 行政システム改革	
1 行政システム改革に向けて	12
2 行政サービスのあり方・範囲の見直し	13
(1) 事務事業の見直し	
(2) 民間等との協働の推進	
(3) 公営企業の見直し	
3 県組織のスリム化・効率化	16
(1) 本庁部局の統廃合	
(2) 現地機関の見直し	
(3) 教育機関のあり方の検討	
(4) 警察組織のあり方の検討	
4 適正な定員管理	20

5 給与の適正化等	21
(1) 特別職	
(2) 一般職	
6 外郭団体の見直し	22
(1) 専門部会による検証	
(2) 基本方針等の見直し	
【改革3】 財政構造改革	
1 財政構造改革に向けて	23
2 歳入確保に向けた取組	24
(1) 県税収入の確保	
(2) 受益者負担の適正化	
(3) 県有財産の有効活用	
(4) 広告収入等その他財源の確保	
(5) 臨時の財源の活用	
3 歳出削減に向けた取組	27
(1) 行政システム改革の推進	
(2) 事業の見直し	
(3) 公債費負担の軽減	
(4) 効率的な予算執行	
4 行財政改革の効果と財政見通し	29
(1) 行財政改革の効果	
(2) 財政見通し	
第5 国への提言	
1 国と地方の役割分担の見直し	31
2 地方一般財源総額の確保	31
3 直轄事業負担金の廃止	31
4 その他	31
第6 行財政改革プランの実施に当たって	32
1 県民、市町村、関係団体等との対話	32
2 達成状況と財政見通しの公表	32
(参考資料) 行財政改革工程表	33

行財政改革プラン 体系図





第1 長野県を取り巻く状況とこれまでの取組

1 長野県を取り巻く環境の変化

■ 少子・高齢、人口減少社会の到来

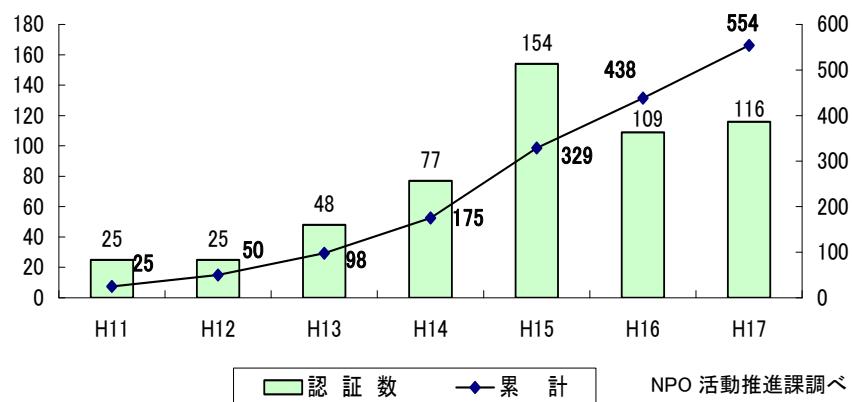
わが国では、かつて経験したことのない高齢社会が目前に迫っており、その中にあって長野県は、さらに全国平均を上回るスピードで高齢社会を迎えてます。

また、同時に右肩上がりに増加してきた県人口もピークを過ぎ、人口減少社会が到来しております、本県の行財政システムは早急に、少子・高齢、人口減少社会に対応できる持続可能な形態に変革していく必要があります。

■ 多様な活動主体の展開

県内では行政と役割分担を図りながら連携・協働する県民、NPO法人、ボランティア団体、企業、各種団体などが多様な活動を展開しており、公共的サービスの担い手の裾野が広がってきてます。

【NPO法人の認証数】



■ 地方分権と市町村合併の進展

平成12年4月の地方分権一括法の施行、平成16年度以降の国の三位一体改革、更なる地方分権の推進を目的とした平成18年12月の地方分権改革推進法の成立、道州制の議論の進展など、地方自治の構造改革が進んできており、これまでにも増して自らの責任と判断で自立した地域経営を行うことが求められています。

一方、住民に最も身近な基礎自治体である市町村にあっては、合併の進展に伴い行政体制整備が進んでおり、今後さらに、合併を志向する市町村への県の支援が必要となっています。

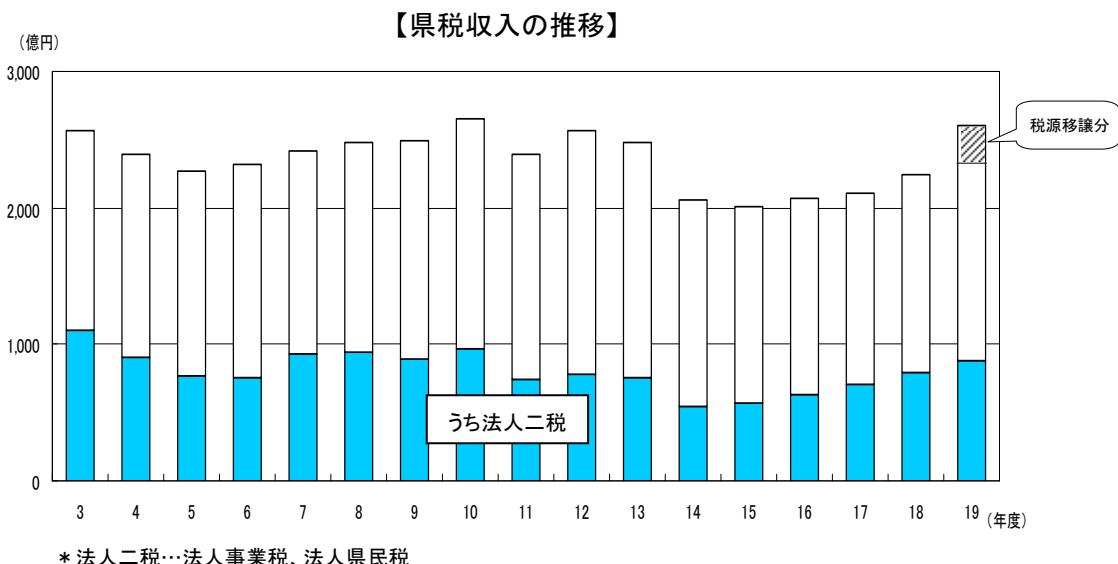
■ 財政の危機的状況の長期化

本県の財政状況は、歳入面では、基幹的な歳入である県税が平成 10 年度の 2,647 億円をピークに平成 14 年度には戦後最大となる 17.2 パーセントの落込みとなり、平成 16 年度以降は景気の回復により増加傾向にあるものの、いまだ本格的な回復には至っていません。

また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も、国の三位一体の改革の影響から平成 16 年度に 9.3 パーセント削減をされて以降、毎年度削減されており、一般財源の確保について引き続き厳しい状況が続いています。

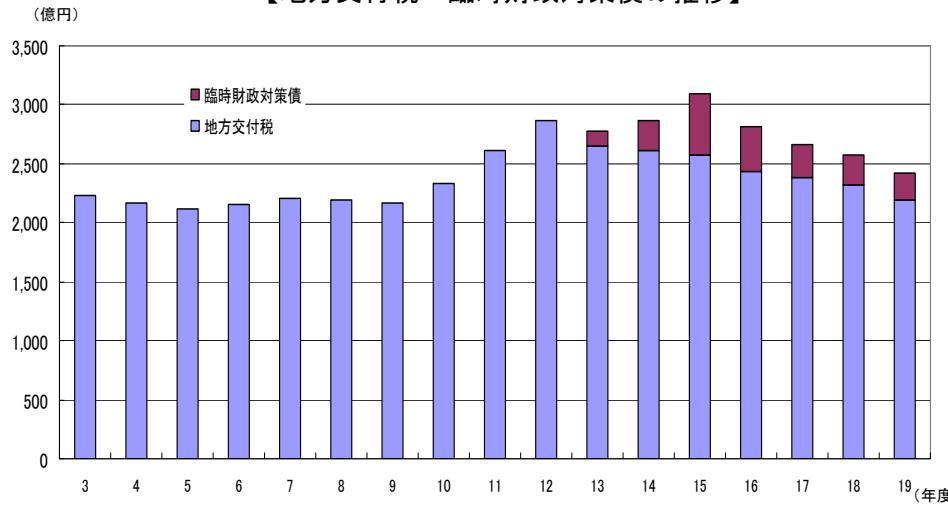
このほか、財源調整のための基金は、財源不足への対応としてこれまで取り崩してきた結果、残りわずかになっています。

一方、歳出面では、社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費は、平成 16 年度以降減少してはいるものの、依然として予算規模に占める割合が高いこと、また、今後、団塊世代の職員の退職に伴い退職手当の増加が見込まれることなどから、歳出に占める義務費（人件費・公債費・扶助費）の割合が高い硬直的な財政構造が今後とも続くと見込まれるなど、財政の危機的状況は長期化しています。



※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 H19年度には、国からの税源移譲分290億円を含む。<億円未満四捨五入>

【地方交付税・臨時財政対策債の推移】

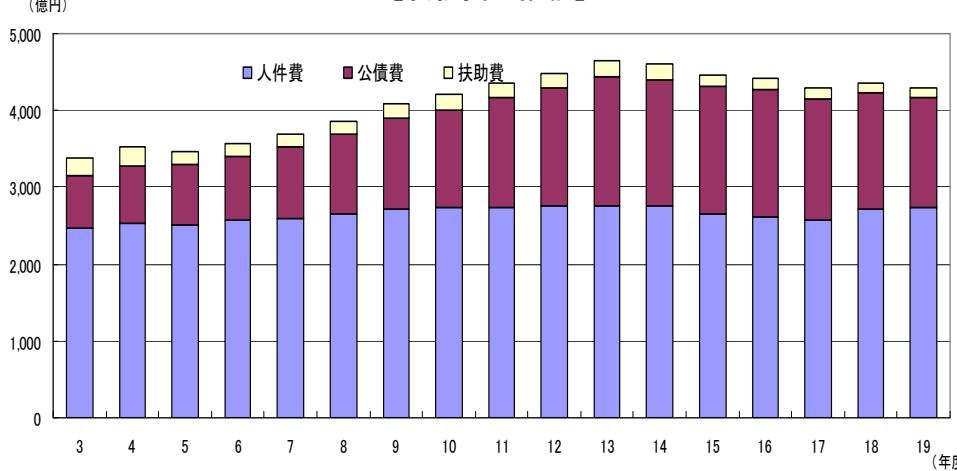


(単位:億円)

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方交付税	2,226	2,173	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,654	2,609	2,569	2,440	2,381	2,319	2,193
臨時財政対策債											125	263	528	370	283	254	229
合 計	2,226	2,173	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,779	2,872	3,097	2,810	2,664	2,573	2,422

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 <億円未満四捨五入>

【義務費の推移】



(単位:億円)

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人 件 費	2,472	2,540	2,512	2,572	2,590	2,661	2,720	2,739	2,742	2,756	2,768	2,754	2,656	2,620	2,579	2,714	2,739
公 債 費	688	748	788	835	928	1,028	1,174	1,270	1,427	1,530	1,667	1,647	1,664	1,660	1,576	1,514	1,436
扶 助 費	222	240	164	169	175	178	185	193	195	200	208	200	141	143	138	131	129
合 計	3,382	3,528	3,464	3,576	3,693	3,867	4,079	4,202	4,364	4,486	4,643	4,601	4,461	4,423	4,293	4,359	4,304

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 <億円未満四捨五入>

2 これまでの行財政改革に向けた取組と課題

■ 財政改革推進プログラム

県税収入の大幅な落込み、人件費をはじめとする義務費の増加による財政の硬直化、過去の借入金の返済が財政を圧迫していることなどにより、大幅な財源不足が生じる危機的な財政状況の中で、平成15年2月、財政の健全化に向けて「財政改革推進プログラム」を策定し、平成14年度から18年度までを財政改革推進期間と位置付けて中長期的な展望に立った改革に取り組んできました。

その後、平成16年度には国の三位一体の改革により、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）の大幅な削減が行われたことから、急激な財政収支の悪化に対応する必要が生じ、平成16年10月、改めて中期的な財政試算を行った上で財政改革推進プログラムの見直しを行いました。

■外郭団体の見直し、給与の適正化等

平成16年度には行政機構審議会の答申を受け策定した「改革基本方針」、「改革実施プラン」に基づく外郭団体の見直しを行い、平成15年度の公営企業の民営化計画に基づく公営企業の見直しのほか、指定管理者制度の導入、適正な定員管理や給与の適正化など、行政改革に取り組んできました。

（1）行政改革の取組

外郭団体の見直しでは平成18年度までに8団体を廃止し、公営企業の見直しでは平成17年度にガス事業の民間譲渡を行ったほか、平成17年度からは計96施設に指定管理者制度を導入しました。また、事務事業の見直しなどにより人員配置の効率化を図り、職員数を削減する一方、給与の適正化のために、平成16年度に管理職に対して勤務実績を給与に反映させる制度を導入したほか、平成18年度には給与制度の抜本的見直しを行い、職務や職責に応じた給与構造への転換を図るとともに、特殊勤務手当をはじめとする諸手当等の見直しにも取り組んできました。

（2）財政改革の取組

歳出削減の取組として、事務事業の見直しでは平成15年度から18年度までの4年間に672事業の廃止、1,788事業の縮小・統合を行ったほか、公共事業費・県単独事業費については平成15年度以降、段階的に事業費を削減し、平成18年度には14年度と比べて公共事業費は49.3パーセント減に、県単独事業費は53.2パーセント減になっています。

また、歳入確保の取組として、税の特例措置の見直しによる県税収入の確保をはじめ、使用料・手数料の見直しによる受益者負担の適正化や未利用県有地の売却による県有財産の有効活用などに取り組んできました。

(3) 行財政改革の取組が残した課題

財政収支の悪化に対処するため行財政改革に取り組んできましたが、一方で、公共事業費・県単独事業費等の投資的経費の短期間ににおける急激な削減により社会資本整備が遅れてくれたことや、外郭団体によっては、その見直しが団体の実状に合わなかつたり、社会経済状況の変化により再度見直す必要があるものなど、いくつかの課題が生じてきています。

第2 行財政改革の必要性

今後、少子・高齢、人口減少社会の到来に加え、様々な社会情勢の変化が予想され、県行政はこれに迅速・的確に対応しながら、県が行うべき真に必要な行政サービスをより効率的に提供していかなければなりません。

1 中期総合計画に基づく施策を戦略的に実行するための行財政基盤の確立

本県が中長期的に目指す姿について福祉、医療、環境、教育、各種産業など各分野における具体的な数値目標を掲げ、近未来の長野県のあるべき姿を提示する長野県中期総合計画を平成19年度中に策定します。

この中期総合計画の目指す姿を実現するために、計画に基づく施策を戦略的に実行できる行財政基盤の確立が必要です。

2 地方分権時代に即した持続可能な行財政基盤の確立

平成18年12月の地方分権改革推進法の成立や道州制の議論の進展に見られるように、地方分権は今後、加速度的に進展することが予想されます。

地方分権時代における課題や行政需要に対して的確に対応していくためには、基礎自治体である市町村との役割分担を踏まえた上で、重要な自主財源である県税をはじめとする歳入の確保や、事務事業の見直しによる更なる歳出の削減などを通じて、地域が自らの判断とそれに伴う責任の下で行う持続可能な運営ができる行財政基盤の確立が求められています。

3 スリムで効率的な行財政基盤の確立

少子・高齢、人口減少社会の到来などにより、従来は想定されなかった行政需要や県民ニーズの変化に対応する行政需要が新たに生じることが予想されます。

県民の自治、自立意識の醸成をさらに推し進め、また、県民や民間企業等との連携・協働を図ることにより、こうした変化にも迅速・的確に対応できるスリムで効率的な行財政基盤を確立していくことが今後の地方分権の時代においてますます必要となっていきます。

4 国が要請している集中改革プランへの対応

平成17年3月に国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(総務事務次官通知)が発出されました。ここでは、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」を策定し公表することが求められています。

本県では、財政改革推進プログラムが平成18年度で終了するため、新たに平成19年度から集中改革プランにも対応する計画として、この行財政改革プランを策定することとしました。

第3 長野県行財政改革プランの基本的な考え方

1 改革の3つの柱

第1「長野県を取り巻く状況とこれまでの取組」で述べたように、本県を取り巻く環境の変化に応じて本県行財政の置かれた現状を開拓していくために、また、第2「行財政改革の必要性」で述べたように、行財政改革が様々な視点から求められていることに対応していくために、この行財政改革プランを策定します。

行財政改革を推進するために、また、改革の実効性を高めるために、

【改革1】分権改革

【改革2】行政システム改革

【改革3】財政構造改革

の3つの改革を行財政改革プランの基本とし、改革を推進します。

2 推進期間

平成19年度を新たなスタートラインとして、平成23年度までの5か年間を行財政改革プランの推進期間とします。

第4 行財政改革推進のための「3つの改革」

【改革1】分権改革

1 分権改革に向けて ~ 役割分担の明確化 ~

行財政改革を推進するために、県と市町村の役割分担の一層の明確化を図る必要があります。その根本とする考え方は、「地域のことは地域で解決することができる」という自己完結的な地域経営により、即応、的確な住民サービスを可能とする分権型社会を実現していくことがあります。

○ 基本的な考え方

- ①住民に身近なサービスの提供は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がその主体となるべきであり
- ②県は自ら行うべき責任を果たしつつ、広域性、専門性を發揮しながら市町村を後方、側面から支援していく

という、県と市町村の明確な役割分担の下に、住民サービス向上の視点から、市町村と協議を行いながら、地域の課題を地域で解決できる体制を構築していく必要があります。

2 実現に向けた方策

(1) 県と市町村とのあり方検討会の設置

市長会、町村会と「県と市町村とのあり方検討会」を共同設置し、権限移譲をはじめとする 1 「分権改革に向けて」で述べた方向を目指し、幅広く議論をしていきます。

① 市町村等への権限移譲

現在県が有している権限について、即応、的確な住民サービスの提供を可能とする視点から、より望ましいサービスの提供主体を検討し、できるだけ多くの権限を市町村へ移譲できるように検討します。

住民により身近な基礎自治体である市町村への権限移譲は、住民サービスの向上の視点からも県、市町村を通じた行財政改革の視点からも必要なものであり、逐次進めています。

〈緊急的な権限移譲〉

特に、現在の緊急的な課題に対応するため、あるいは、従来から市町村の要望が強い次の2つの権限移譲を平成19年4月から実施します。

○有害鳥獣捕獲許可に関する権限のうち、鳥獣の種類の拡大

○農地転用許可等に関する権限

〈権限移譲の推進〉

平成19年度に権限移譲項目の検討を行い、可能な項目について受け入れ可能な市町村へ逐次移譲を実施し、その拡大を図ります。

② 現地機関への権限委譲

即応、的確な住民サービスの提供を可能とする権限委譲のもう一つの手段として、現地機関への権限委譲が考えられます。本庁発や本庁経由ではなく、市町村及び広域行政圏域内で行政サービス、行政手続きが完結できることを目指して、県組織内部における権限委譲を積極的に推進し、現地機関の権限の強化を図ります。

③ 市町村の地域づくりと関係の深い県事業での連携の強化

「地域発 元気づくり支援金」など県の事業のうちでも市町村の地域づくりと関係の深い事業について、事業の対象や採択の進め方などに関して市町村との意見交換を行うなど連携を強化します。

④ 県の事務処理方法等の見直しによる利便性、迅速性の向上

今後、「県と市町村とのあり方検討会」等において検討する中で、県の許可などの際の経由機関の簡素化や運用の弾力化などの見直しを行い、利便性、迅速性の向上に努めます。

(2) 市町村等の行政体制整備の支援

合併を目指す市町村に対しては、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するなど、市町村等の行政体制の整備を支援します。

地域の主体的判断により、現行の合併特例法の期限である平成22年3月末までに合併を目指す市町村に対しては、同法に基づき県が設置する市町村合併審議会（仮称）の意見を聞きながら「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、市町村がより幅広い行政サービスの提供主体となることを可能とする行政体制の整備を支援します。

また、市町村等が事務の広域化、共同化を推進しようとする取組に対しても、市町村等の行政体制整備を進める動きとして、同様に支援します。

【改革2】行政システム改革

1 行政システム改革に向けて

より効率的なサービスを提供することを目指して行政改革を推進していくためには、民間との協働による行政サービスのあり方・範囲の見直しや組織・人員配置の効率化などの観点から、県行政自らがそのシステムを時代に適応するものに変革していくことが重要になります。

○ 基本的な考え方

【民間との協働】

県民やNPOなどの民間団体や民間企業との協働の視点を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業等を実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合などにおいては、積極的に民間との協働を推進します。

【簡素で効率的な行政組織】

縦割り行政による個々の部門の肥大化などの弊害をなくし、即応、的確な住民サービスを提供するため、必要最小限の人員で、かつスピーディーに機能する、「簡素で効率的な行政組織」への変革を目指します。

【選択と集中による人員配置の最適化】

県があれもこれもするのではなく、官と民との役割分担さらには国と県と市町村との役割分担において、県が真にやるべきことを見極めたうえで人員を配置する、「選択と集中による人員配置の最適化」を志向します。

2 行政サービスのあり方・範囲の見直し

(1) 事務事業の見直し

事務事業評価を活用した事務事業の見直し、事務事業評価などを組織、予算などと連動させる仕組みづくり、事務事業見直しにつながる会計等の制度の見直しや職員提案制度を活用した事務改善を実施します。

① 事務事業評価の活用等

成果重視の県政を推進し県民への説明責任を遂行するため、政策評価の一環として事務事業評価を実施しています。この事務事業評価の結果に基づき、全ての事務事業についてその必要性を含めた見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルトの徹底により、不斷の見直しを実行します。

また、中期総合計画の目指すところ、目標値の達成状況を評価する施策評価の導入なども考慮に入れて、大きな方向性としての事業の取捨選択、優先順位の決定を行い、それを組織、人員配置及び予算編成に連動させる仕組みを検討します。

② 事務事業見直しにつながる会計等の制度の見直し

会計事務において、制度上要求される審査チェック機能を確保した上で、財務規則等の見直しを行うなど、県内部の事務処理の簡素化を検討します。

③ 「業務改善私の提案」の活用

「業務改善私の提案」（職員提案）制度を活用し、職員の積極的な発想、創意工夫により県政の効率的な運用や行政サービスの向上を図るための業務改善を実施します。

(2) 民間等との協働の推進

民間等で行うことが可能な業務は原則として民間等で行うこととし、民間等の活力を引き出し、その力やノウハウを生かしていくことを基本に置きます。

民間等との協働の観点から、経費の節減を図りつつサービスの内容や質の向上が可能となるよう、県民や県民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスを担おうとする取組を積極的に推進します。

コンビニエンスストアなど県下に多くの店舗を有する民間企業などとの間に、包括的あるいは特定分野における協働のための協定を締結し、店舗網を県の行政サービスの提供や地域の活性化のために活用するなど、少ない経費でより多くの効果を導き出す民間企業との協働システムの導入を検討します。

行政機構審議会に民間協働専門部会（仮称）を設置し、県が自ら直接行うべき業務かどうか、また、最少の経費で効率的に行政サービスを提供するためにはどうしたらよいかといった視点からの専門家による幅広い議論を通じて、市場化テスト導入や地方独立行政法人化についての検討も含めて、実施の可能性を模索します。

① アウトソーシング（民間委託等）の推進

旅費・給与等の総務事務、統計等の定型的業務、施設等の管理業務、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などのうちからアウトソーシングが可能な業務の洗い出しを行い、条件整備が整うものから順次、随時アウトソーシングを実施していきます。また、その過程においては、行政機構審議会民間協働専門部会（仮称）にも情報を提供し、提案などをいただきながら検討していきます。

② 指定管理者制度の導入施設、機関等の拡大

〈制度の概要とこれまでの経過〉

平成15年9月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、これまでの公的な性格の団体に限って委託できるとした「管理委託制度」に代わり、民間事業者を含む幅広い団体の中から、施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行うことができる団体を地方公共団体が指定して、公の施設の管理を代行させる「指定管理者制度」が創設されました。

本県では、民間事業者等の創意工夫によりサービス水準の向上や経費節減が期待できるこの制度を活用し、平成18年4月までに96の施設に指定管理者制度を導入してきました。

〈実施方策〉

民間等との協働の観点から他の手法も併せて検討する中で、例えば、指定管理者制度を新たに教育機関等へ導入することの検討や、現在、長野、松本地区に限って導入している県営住宅について、対象拡大の検討などを行い、可能な施設等については随時導入していきます。

③ 市場化テスト導入の検討

〈制度の概要〉

平成18年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」により、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札等を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し当該サービスを提供する仕組み（市場化テスト）が整備されました。平成19年度の対象分野はこれまでの9事業から27事業に拡大され、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

この市場化テストの導入により、公共サービスの質の維持・向上や経費の削減が期待できるほか、雇用の促進による地域の活性化や職員の意識改革などの効果も併せて期待できます。一方、官がその本来的な役割を果たすべき分野や、民間における市場としての成熟度にも十分留意しなければなりません。

〈実施方策〉

平成 19 年度中に行政機構審議会に民間協働専門部会（仮称）を設置し、市場化テスト導入の方向性や導入する場合の導入分野、導入方法などについて議論してまいります。平成 20 年度に行政機構審議会の答申を経て、具体的な検討組織として庁内導入検討委員会を設置します。

庁内導入検討委員会で、対象業務の選定、導入指針及び入札方法等の検討を行った後、平成 21 年度中には官民競争入札等を実施し、概ね平成 22 年度を目指して、落札者により業務を開始するというスケジュールで市場化テストを順次導入します。

④ 地方独立行政法人化の検討

〈制度の概要〉

平成 16 年 4 月に施行された「地方独立行政法人法」により、大学や病院など、公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業のうち、直営の必要はないが、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人）による公共サービスを提供する仕組みが制度化されました。地方独立行政法人の長に広範な権限行使が認められることで、自立的な運営が可能となるとともに、経営責任の明確化を図ることができます。また、単年度予算主義とは異なるルールの下で、機動性、弾力性の向上や経営のチェック体制強化による透明性の高い運営の確保が期待されます。

〈実施方策〉

平成 19 年度中に設置する予定の行政機構審議会民間協働専門部会（仮称）で、市場化テストの導入などと併せて民間等との協働の観点から議論してまいります。審議会答申を経て、平成 20 年度中に対象となる機関の担当部局ごとに設置する地方独立行政法人化検討委員会で、定款、組織体制など移行に向けた具体的検討を行います。概ね平成 22 年度を目指して可能なものについて地方独立行政法人へ順次移行します。

（3）公営企業の見直し

民間の経営手法による「県民」、「顧客」の利益の拡大と顧客満足度の向上を目指し、県企業局で提供している公共サービスの民間等への譲渡を推進するとともに、病院経営の健全化の方策を実施していきます。

① 民間等への譲渡の推進

現在、平成 15 年 12 月に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づき県企業局事業の見直しを行っています。平成 17 年 4 月にガス事業について新会社設立形式による民間への事業譲渡を行い、電気事業についても平成 22 年 3 月末の事業譲渡を目指して検討を行っています。また、水道事業に関しても、関係自治体への事業移管や外部委託の拡大等について検討を行っています。

② 病院経営の健全化等

県下に 5 県立病院を運営している病院事業会計については、専門性や民間・市町村が病院を設置しにくい地域での県の役割に留意しつつ、地方独立行政法人制度の導入や地方公営企業法の全部適用など、経営努力が成果に直接反映され、独自の裁量により柔軟な人員配置などが可能になる一方で経営責任の明確化が図れる制度の導入を検討します。

また、平成 19 年 3 月に「病院事業経営健全化計画」を策定し、累積債務を減少させるべく経営改善を行い、病院経営の健全化を図ります。

3 県組織のスリム化・効率化

本県では、平成 20 年度から 24 年度を計画期間とし、今後の長野県づくりを計画的、総合的に推進するための長野県中期総合計画を策定すべく、長野県総合計画審議会で議論を行っています。この審議会における今後の長野県の目指す方向性や数値目標の設定など論議の進展状況を見極めながら、県組織の重点化やスリム化・効率化の方向性について検討していきます。

(1) 本庁部局の統廃合

新しい長野県の将来を見据えた中期総合計画の策定に合わせ、中期総合計画の方向性を踏まえ、本庁部局のありかたの視点や組織のスリム化・効率化の観点から、従来行ってきた課の再編や担当業務の移動にとどまらず、本庁部局の統廃合を含めた見直しを行います。

〈これまでの経過〉

かつては地方自治法の規定により県組織の部の数は人口により上限が設定され、法定数を超えて置く場合にはあらかじめ総務大臣に届け出なければならない（平成 9 年までは協議制）とされていました。その後、平成 15 年の地方自治法の改正により、県の自主性が尊重され、県組織の部の数については県独自の判断で決定、変更できる仕組みとなりました。

本県は、従来から組織条例に規定する 9 部と規則設置の組織としての企画局、更に出納長の事務を補助する組織としての会計局を加えた 2 局 9 部体制をとっていました。

そして、近年、災害などに対する様々な危機管理の重要性が増加したことに伴い、平成 13 年に危機管理局（当時は危機管理室）を規則に規定する局として設置しました。また、知事直属の組織として経営戦略局を平成 15 年に条例で設置し、平成 18 年 11 月には権限が同局に集中し過ぎていることから廃止しました。

一方、本県におけるサービス業、農業など裾野の広い観光産業の重要性に着目し、低迷する観光産業の建て直しという喫緊の課題に対応するため、平成 19 年 4 月には観光部を設置します。

〈組織的課題の整理〉

社会経済状況の変化、部門ごとの連携体制、県民から見たわかりやすさ、条例上の組織の位置付けなどから考えられる本県の本庁部局の組織的課題としては、

- 福祉と医療の連携（社会部と衛生部）
- 労働部門と雇用部門の扱い（社会部の労働部門と商工部の雇用部門）
- 環境・公害部門と県民生活部門の扱い（生活環境部）
- 農業と林業の連携（農政部と林務部）
- 住宅部門の扱い（土木部と住宅部）
- 少子化対策の庁内推進体制
- 青少年対策の庁内推進体制
- 危機管理局の条例上の位置付け
- 企画局の条例上の位置付け

などがあげられます。

〈再編、統廃合の実施〉

これらの課題を踏まえ、行政機構審議会における本庁部局の統廃合等についての審議を経て、平成20年度を目途に本庁部局の再編、統廃合を実施します。

（2）現地機関の見直し

県民や市町村と直接接する機会の多い現地機関は、本庁にも増して利用のしやすさと利用者から見たわかりやすさが重要であり、それが住民サービスの向上にもつながっていきます。利用者からの視点に加え、組織のスリム化・効率化の観点を考慮しつつ、本庁、現地機関全体として、連携のとりやすい組織にします。

〈これまでの経過〉

ここ20年ほどの間で実施してきた現地機関の見直しの大きなものとしては、昭和61年と平成元年の地方事務所の統合、平成9年の保健所と農業改良普及センターの統廃合などがあげられます。近年の道路など交通網の整備、中でも新幹線や高速道路などの高速交通網の整備の進捗により県内の各地域間の時間距離は大幅に短縮し、また、国による行政組織の必置規制が緩和されてきたことなど、県の現地機関を取り巻く環境は大きく変化しています。更に、市町村合併が進展し、10年前に120あった市町村が、現在では81となるなど、県を形づくる市町村の姿にも大きな変化が見られます。

〈課題の整理〉

利用者からの視点や取り巻く環境の変化に対応した現地機関の見直しを行っていきます。現地機関の見直しの大きな課題としては、

- 現地機関の権限強化と総合現地機関の検討
- 現地機関の統廃合を含めたあり方の検討

などがあげられます。

この総合現地機関の検討と現地機関の統廃合を含めたあり方の検討は連動したものとして議論していく必要があります。また、業務の内容とそれに見合った管轄区域や、市町村合併の進展に伴い、合併後の市町村に見合った現地機関の姿等も考慮に入れて検討していく必要があります。これらの検討の対象としては、主として、県内をいくつかの管轄区域に分けるなどして複数配置され、その役割から県民生活や市町村に影響が大きい現地機関として、

- 地方事務所
- 福祉事務所
- 保健所
- 農業改良普及センター
- 建設事務所
- 砂防事務所
- 教育事務所

などが考えられます。

〈見直し、再編の実施〉

行政機構審議会において、本庁部局の統廃合と併せて議論してまいります。現地機関の業務は、本庁以上に県民生活や市町村と密接に結びついていること等を考慮し、十分議論を重ねる意味から本庁部局に関する答申の概ね 1 年後の平成 20 年度中の答申に基づいて、平成 21 年度を目途に現地機関の見直しや再編を行います。

〈緊急的な対応〉

緊急性の高いものや、本庁部局の統廃合との関係などで早期の見直しが必要なものについては、本庁部局の統廃合とあわせて平成 20 年度を目指して見直しを行っていくことも検討します。

(3) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、高等学校再編整備の更なる検討や教育機関等のあり方の検討を行います。

平成 17 年 3 月の「高等学校改革プラン検討委員会最終報告」及び高等学校改革プラン推進委員会の報告を受けて教育委員会が策定した「高等学校改革プラン実施計画」における高等学校の統合計画のうち、平成 18 年 9 月の県議会臨時会で同意をいただいた 3 件の計画について、平成 19 年 4 月より実施していきます。また、高等学校再編整備について今後更に検討を進めるほか、総合教育センター、青年の家、少年自然の家、県立歴史館、山岳総合センター、体育センターなど教育機関等のあり方について、県の役割や利用状況などから見た設置の必要性、民間との協働の視点でのより適切な運営形態などの観点から、教育委員会による検討を平成 19 年度に行います。その結果を受け、平成 20 年度から順次見直しを実施します。

(4) 警察組織のあり方の検討

警察本部において、市町村合併の進展等に対応した警察組織のあり方の検討を行います。

市町村合併の進展等により警察署の管轄区域と市町村の行政区域に齟齬が生じ、また、犯罪の凶悪化等に対応した警察組織のあり方などにも課題が生まれています。

平成 20 年度を目指して警察本部において検討を進め、その後、有識者等による懇話会での議論を経て、合併特例法の最終年度である平成 21 年度末までの市町村合併の進展状況を見ながら、平成 22 年度から順次見直しを実施します。

また、この間においても、必要な組織等の見直しは逐次行います。

4 適正な定員管理

これまで述べてきた

- 事務事業の見直しを通じた事業の重点化
- アウトソーシング、指定管理者制度、市場化テスト、地方独立行政法人といった制度などを活用した民間等との協働
- 所管する事業の民間等への譲渡などによる公営企業の見直し
- 本庁部局の統廃合、現地機関の見直し、教育機関や警察組織のあり方の検討などを通じた組織のスリム化、効率化

など、適正な定員管理につながる各種方策を総合的に実施していきます。

こうした各種方策の実施を通して、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間の推進期間に次の「年次別定員管理計画」により、適正な定員管理を行っていきます。

年次別定員管理計画

(単位：人)

区分\年度	H18. 4. 1 職員数	H19	H20	H21	H22	H23	計	H23. 4. 1 職員数
一般行政部門	6,813	△ 39	△ 96	△ 93	△ 650	△ 25	△ 903	5,910
教育部門	18,924	△ 10	△ 190	△ 231	△ 143	△ 142	△ 716	18,208
警察部門	3,749	7	60	△ 4			63	3,812
合 計	29,486	△ 42	△ 226	△ 328	△ 793	△ 167	△ 1,556	27,930

※ 「H18. 4. 1職員数」は総務省の「地方公共団体定員管理調査」による。

※ 「一般行政部門」は知事部局、議会事務局、行政委員会、病院、公営企業を含む。

※ 「教育部門」は教育委員会（事務局、高等学校及び県が人件費を負担している市町村立小中学校の教員・事務職員を含む。）、短期大学、看護大学を含む。

※ 年度別の数値は、各年度4月1日における人員の削減目標数を示す。

5 給与の適正化等

本県ではこれまで財政改革推進プログラムに基づき、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間の臨時特例的な措置として 5~10% の給与の減額、平成 18 年度からの給料の調整額や特種勤務手当をはじめとする諸手当の徹底的な見直し、超過勤務手当の縮減などに取り組んできました。

また、平成 18 年度からは、人事委員会勧告に基づき給与制度の抜本的見直しを行い、平均約 5 % の給料表の引下げなどを行うとともに、職務・職責に応じた給与構造への転換を行ってきました。

今後は、地域経済の状況や民間、国や他県の給与の動向なども注視しながら更なる給与適正化への取組を行っていきます。

(1) 特別職

特別職の給料・報酬について、平成 20 年 3 月 31 日までの間、知事は 30%、知事以外の常勤特別職は 20%、議長は 20%、副議長は 15%、議員は 10% 減額します。

また、平成 19 年度には、平成 7 年から改定されていない特別職の給料・報酬、退職手当の見直しを行うため、特別職報酬等審議会を開催し、その議論を踏まえて、平成 20 年度に特別職の給与・報酬の改定を行います。

(2) 一般職

平成 16 年度から管理職を対象とした勤務成績を給与に反映させる業績管理制度を導入しました。さらに平成 20 年度を目途に、全職員を対象に勤務実績を給与に反映させるための新たな人事・給与制度の導入を検討します。

また、超過勤務手当について、具体的な削減目標を設定（平成 19~21 年度は 17 年度実績比 15% 以上削減、行政システム改革が進展する 22 年度以降は 17 年度実績比 20% 以上削減）して、引き続き積極的に縮減に取り組んでいきます。

6 外郭団体の見直し

本県では、平成 16 年度に行政機構審議会の県出資等外郭団体見直し専門委員会の報告と同審議会の答申に基づき、外郭団体見直しのための「改革基本方針」と「改革実施プラン」を策定し、それにより 54 の外郭団体の見直しを計画的に進めてきました。これまでに（社）長野県地域開発公団、（財）長野県建設技能振興基金、（財）長野県勤労者福祉事業団及び（財）長野県公園公社などの計 8 団体を廃止するなど、各外郭団体の見直しを進めてきました。

（1）専門部会による検証

改革基本方針と改革実施プランの策定から 2 年が経過していることから、平成 18 年度中に改めて行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を設置し、改革基本方針と改革実施プランに基づく見直しの進捗状況を検証します。

（2）基本方針等の見直し

改革基本方針等の策定後の社会経済状況の変化などを踏まえ、改革基本方針や改革実施プランの見直しが真に必要な団体については、新たな方向性について検討を行います。部会報告、審議会答申を経て、平成 19 年度中に改革基本方針や改革実施プランの必要な修正を行い、順次その修正に係る見直しを実施します。

【改革3】財政構造改革

1 財政構造改革に向けて

県政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり活力ある地域づくりを推進していくためには、中長期的な財政状況を的確に把握した上で、安定した歳入の確保と徹底した歳出の削減を行うことにより、基金の取崩しに頼ることなく収支が均衡する持続可能な財政構造を構築していくことが必要です。

そのため、分権改革による役割分担の明確化や行政システム改革によるスリムで効率的な行政運営に努めるとともに、徹底した財政構造改革を進めていきます。

○ 基本的な考え方

【持続可能な財政構造の構築】

財政構造改革の取組により財源不足額の圧縮に努め、基金の取崩しに頼ることなく収支が均衡する持続可能な財政構造の構築を目指します。

【選択と集中による事業の重点化】

平成20年度から24年度までを計画期間とする中期総合計画の目指す方向性を具体化するため、政策評価の結果も踏まえて選択と集中による事業の厳選に努め、真に必要な分野に重点的な財源配分を行います。

【県債残高の縮減】

後世代の財政負担を考慮し、各年度における県債発行額を毎年度の元金償還額の範囲内にとどめることで県債残高の縮減を図ります。

2 歳入確保に向けた取組

将来にわたり地域が活力を発揮するとともに、中長期的な観点から安定的な税源を涵養するため、産業振興策を総合的に展開するとともに、県税の徴収率の向上や新税導入の検討、受益者負担の適正化、県有財産の有効活用などにより自主財源の確保を積極的に進めます。

また、財政構造改革に取り組んだ上で、なお発生する財源不足に対しては、財政の健全化に留意しつつ、臨時的な財源として基金や県債を活用します。

(1) 県税収入の確保

中長期的な観点から安定した財源を確保するため、産業振興策の総合的な展開や、徴収率の向上に向けた取組の強化により県税収入の確保に努めるとともに、県独自の新税導入についても検討します。

① 産業の振興による税収確保

成長産業分野の集積や既存産業の経営基盤の充実・強化策のほか、次世代の人づくりなどの方向性をまとめた長野県産業振興戦略プラン（仮称）に基づき、産業振興のための施策を総合的に展開し、県税収入の確保を図ります。

② 徴収率の向上

税負担の公平性を確保する観点から、未収金の縮減を推進し、特に未収金の7割近くを占める個人県民税や自動車税の徴収率の向上に向けた取組を重点的に行います。

個人県民税については、新たに設置する個人県民税対策室を中心として、市町村との連携による徴収業務の充実等を図ります。また、自動車税については、集中滞納整理期間等を設定して滞納整理や差押え処分等の一層の強化を図ることにより、徴収率の向上を目指します。

納税者の利便性の向上と納期内納付の促進を図るため、コンビニエンスストアを利用した自動車税の収納やマルチペイメントネットワーク（地方公共団体と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者がパソコンや携帯電話等で税金等の支払いができる仕組み）を利用した収納制度の導入を検討します。

③ 新税導入の検討

多面的かつ公益的な機能を持つ森林を守り育てるための森林税（仮称）など、一定の政策目的を推進するための新税について、受益と負担のあり方や徴税コスト等を考慮し、県民の意見等を踏まえた上で導入を検討します。

(2) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図る観点から、使用料・手数料の見直しを徹底するとともに、未収金の縮減に対する取組を強化します。また、減免規定のあり方について検討します。

① 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料について、定期的な見直しを実施し、行政サービスの提供に必要な経費に基づく料金の設定を徹底します。

これまで手数料等を徴収していない事務について、提供している行政サービスと受益の状況等を確認の上、所要額の徴収について検討します。

② 未収金の縮減

県営住宅使用料や高等学校奨学資金貸付金など各種施策で生じている未収金について、滞納実態に応じた債権確保の取組を徹底するとともに、口座振替の利用促進など滞納防止に向けた取組を強化します。

③ 減免規定の見直し

県有施設の使用料等の減免規定について、受益者負担の適正化の観点から適切な運用のあり方を検討します。

(3) 県有財産の有効活用

県が所有する土地や建物等について、今後利用する見込みのない財産は売却するなど、有効に活用します。

県有財産の活用状況について実態調査を行い、今後の利用方法を検討した上で一層の有効活用を図ることとし、今後利用する見込みのない財産については、インターネットによる情報発信や全国どこからでも入札に参加できる売却システムなども活用し、売却を進めます。

(4) 広告収入等その他財源の確保

更なる歳入の確保を図るため、県有施設を活用したネーミングライツや広報媒体を活用した新たな自主財源の確保策を実施します。

① ネーミングライツの導入

県民文化会館など広告効果が高い文化施設やスポーツ施設に対してネーミングライツ（文化・スポーツ施設などの名称に企業名やブランド名を付与する権利のこと。命名権）の導入を検討し、可能なものから実施します。

② 県の広報媒体等の活用

県公式ホームページにバナー（帯状の画像）形式で企業等の広告を掲載するとともに、自動車税納税通知書の封筒への広告掲載など県が保有する様々な媒体を活用し収入の確保を図ります。

③ 宝くじ販売の促進

宝くじの売り上げに応じて配分される収益金は貴重な財源であることから、積極的な宣伝活動などにより県内での宝くじの販売を促進します。

(5) 臨時の財源の活用

財政構造改革の取組を徹底した上で、なお発生する財源不足に対しては、財政の健全性に留意しつつ、臨時的な財源として基金や県債を活用します。

① 基金の活用

厳しい財政状況に鑑み、財源調整のための基金（財政調整基金及び減債基金）以外の基金について取り崩しを行い、臨時的な財源として活用します。

② 県債の活用

行財政改革による財政の健全化を条件に発行できる行政改革推進債について、県債残高の縮減に留意しつつ発行し、臨時的な財源として活用します。

3 歳出削減に向けた取組

限られた財源を有効に活用するため、義務的経費も含めた全ての事業について抜本的な見直しを行い、徹底した歳出の削減を図ります。

また、公的資金の繰上償還による金利負担の軽減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的な予算執行に努め、経費の削減を徹底します。

(1) 行政システム改革の推進（再掲）

行政サービスのあり方や範囲の見直しをはじめ、適正な定員管理や給与の適正化、外郭団体の見直しなど行政システム改革の推進により、歳出の削減を図ります。

(2) 事業の見直し

限られた財源を効果的に活用し、真に必要な分野へ重点的に財源を配分するため、全ての事業について抜本的な見直しを行い、徹底した歳出の削減を図ります。

厳しい財政状況の中でも、真に必要な分野へ重点的に財源を配分するために、「選択と集中」の発想を徹底した上で、義務的経費も含めた全ての事業について抜本的な見直しを行います。

事業の見直しに当たっては、事業の必要性をはじめとして、県が果たすべき役割や費用対効果、適切なサービス水準など、様々な観点からの総合的な検討を行い、限られた財源をより効果的に活用する工夫をします。

◆ 主な検討項目

(役割分担の明確化)

国・県・市町村や民間団体など、それぞれの団体における役割分担を踏まえ、真に県が果たすべき役割を明確にした上で事業のあり方から見直しを行います。

(必要性等の確認)

所期の目的を達成した事業や住民ニーズの低下により利用者が減少するなど、必要性や有効性が薄れた事業の廃止や縮小を行います。

(状況変化への対応)

国の三位一体の改革や市町村合併の進展など、事業を実施してきた状況に変化が生じた場合、県の主体性や事業の効果を最大限に発揮できるよう実施方法を見直します。

(高度情報化の推進)

県と市町村が一体となって整備する高速情報通信ネットワークや県と市町村による共同電子申請・届出サービスを積極的に活用し、事務の効率化と住民サービスの向上を図るとともに、庁舎内の各種ネットワークシステムの合理化を総合的に推進します。

(内部管理経費の縮減)

E S C O 事業（Energy Service Company：民間のノウハウを活用したエネルギーと光熱水費の軽減を図る仕組み）の導入検討をはじめ、業務改善による事務処理の効率化などにより、これまで以上に徹底した内部管理経費の縮減を行います。

(公共投資の重点化)

公共投資については、県民サービス向上の観点から、厳しい財政状況下においても真に必要な社会資本を重点的に整備するとともに、財源と手法の工夫により効率的かつ計画的に実施します。また、既存施設の有効活用によりトータルコストを縮減するため、適切な維持管理を行い長寿命化を図ります。

(3) 公債費負担の軽減

繰上償還による金利負担の軽減に努めるほか、I R活動（Investor Relations：投資家に対する広報）や商品性の向上による安定的な資金確保を図ります。

金利の高い県債について繰上償還を行い、金利負担の軽減に努めるとともに、I R活動による情報提供をはじめ、県債の発行年限の多様化や発行単位の大型化など商品性の向上に取り組み、市場からの安定的な資金確保を図ります。

(4) 効率的な予算執行

事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的な予算執行に努めることにより、経費の削減を徹底します。

事業の実施に当たっては、早期計画、早期執行により効果をできる限り早く発揮するとともに効率的な予算執行に努め、不用となった予算の不執行を徹底します。

4 行財政改革の効果と財政見通し

(1) 行財政改革の効果

歳入確保・歳出削減に向けた具体的な取組による平成19年度から23年度までの効果は次のとおりです。

(単位:億円)

年 度		H19	H20	H21	H22	H23	合計
歳 入 確 保 額	県税収入の確保	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	89.0
	受益者負担の適正化	3.3	5.0	7.2	7.8	8.5	31.8
	県有財産の有効活用	8.5	8.2	8.2	8.2	8.2	41.3
	広告収入等その他財源の確保	0.3	0.5	1.3	1.5	1.8	5.4
	臨時の財源の活用	110.0	110.0	110.0	110.0	110.0	550.0
	小 計	139.9	141.5	144.5	145.3	146.3	717.5
歳 出 削 減 額	行政システム改革の推進	55.4	76.0	102.3	127.8	147.7	509.2
	適正な定員管理	3.0	8.2	14.5	19.2	21.9	66.8
	給与の適正化等	33.8	45.1	64.9	85.7	102.8	332.3
	外郭団体の見直し	18.6	22.7	22.9	22.9	23.0	110.1
	事業の見直し	25.6	29.6	31.6	32.2	33.1	152.1
	公債費負担の軽減	0.0	2.3	4.5	4.5	2.2	13.5
	効率的な予算執行	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	200.0
小 計		121.0	147.9	178.4	204.5	223.0	874.8
合 計		260.9	289.4	322.9	349.8	369.3	1,592.3

(2) 財政見通し

平成19年度から23年度までの行財政改革による効果を踏まえた県の財政見通しは次のとおりです。

なお、現段階で見込まれる行財政改革の効果に加え、更なる歳入確保策や歳出削減策など追加の財源確保対策に今後とも取り組むことにより、財政赤字を出すことなく、安定的な財政運営を行っていきます。

財政見通し(平成19年2月)

(単位:億円)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	試算の考え方
県 稅	2,601	2,720	2,819	2,933	3,059	「日本経済の進路と戦略」による名目経済成長率(H20:2.8、H21:3.3、H22:3.7、H23:3.9%)に基づき試算
地方交付税等	2,744	2,655	2,588	2,511	2,426	県税・臨時財政対策債等と合わせ地方一般財源総額を同額と仮定
県 債	926	924	915	905	893	事業債は20年度以降19年度当初と同額 臨時財政対策債は交付税の伸率に連動 行政改革推進債は毎年度100億円発行
そ の 他	2,065	2,066	2,069	2,069	2,070	使用料・手数料の見直し等歳入確保の取組を反映
歳 入 合 計 A	8,336	8,365	8,391	8,418	8,448	
義 務 費	4,304	4,277	4,288	4,205	4,179	
人 件 費	2,739	2,721	2,667	2,617	2,574	給与費・退職手当等の所要額を推計 行政システム改革の取組を反映
扶 助 費	129	130	131	132	133	過去の実績等を勘案して推計
公 債 費	1,436	1,426	1,490	1,456	1,472	過去の借入分は償還計画により算定 今後の借入分は発行見込額により推計 繰上償還による負担軽減を反映
投 資 的 経 費	1,528	1,528	1,528	1,528	1,528	
補 助 ・ 直 轄	981	981	981	981	981	20年度以降19年度当初と同額
单 独	443	443	443	443	443	20年度以降19年度当初と同額
災 害 復 旧	104	104	104	104	104	20年度以降19年度当初と同額
その 他 行 政 経 費	2,600	2,643	2,697	2,761	2,825	県税交付金等は収支に連動 民生関係費の増額、事業見直し・行政システム改革・効率的な予算執行等歳出削減の取組を反映
歳 出 合 計 B	8,432	8,448	8,513	8,494	8,532	
差 引 C=A-B	△ 96	△ 83	△ 122	△ 76	△ 84	
追加の財源確保対策 D		50	50	50	50	今後の追加的取組によるもの
財源不足額 C+D	△ 96	△ 33	△ 72	△ 26	△ 34	
基 金 残 高	220	187	115	89	55	
県債残高(普通会計)	15,027	14,829	14,566	14,350	14,125	18年度(12月補正後見込) 15,200億円

第5 国への提言

1 国と地方の役割分担の見直し

分権型社会を構築していくためには、国からの過度の規制や関与を排除し、地方公共団体が自らの責任において地域の特色を生かし、豊かさを実感できる活力ある地域づくりと、地域住民のニーズに立脚した行政サービスを提供していくことが必要です。

そこで、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が主体的に実施できるよう、国と地方公共団体の役割分担を大胆に見直し、国から地方公共団体へ事務事業及び権限を移譲するとともに、地方に対する義務付け及び関与並びに国庫補助負担金を廃止・縮小し、併せてそれに見合う税財源の一体的な移譲を要望していきます。

2 地方一般財源総額の確保

分権型社会において地方公共団体が自主性・自立性を発揮した事業を実施していくためには、地方の自主財源の充実・強化をはじめとする地方財政基盤の確立が不可欠です。

そこで、地方公共団体が自らの権限と財源で総合的に行政サービスが提供できるよう、安定した財政運営に必要となる地方税及び地方交付税など地方一般財源総額の確保を要望していきます。

また、地方財政の中期的な予見可能性を高め、計画的かつ安定的な財政運営を可能にするために、「中期地方財政ビジョン」の早期策定を要望していきます。

3 直轄事業負担金の廃止

国の直轄事業については、全国的な観点から国家的な政策として実施するものであり、本来は国が事業の全ての責任を負うべきものです。

しかし現状は、事業実施に当たり地方公共団体に対して財政負担を課しているばかりか、施設を管理する主体が負担すべき維持管理費についても、地方公共団体に負担を求めている状況です。

そこで、国の直轄事業と位置付けられた事業について地方公共団体から負担金を徴収する制度は、国と地方の役割分担を明確化する観点からも早期に廃止するよう要望していきます。

4 その他

今後の状況の変化に応じて、適時、国に対して必要な提言を行っていきます。

第6 行財政改革プランの実施に当たって

1 県民、市町村、関係団体等との対話

行財政改革プランの実施に当たり、市場化テスト、地方独立行政法人などの民間との協働や本庁部局の統廃合、現地機関の見直し、外郭団体の見直しの検証については、行政機構審議会において、各関係団体の代表や有識者の方などのご意見をお聞きし、いただいた意見等が審議会の答申に反映されるようにするとともに、答申を尊重してその実現を図ります。

また、今回の県の行財政改革は県民生活や市町村行政とも密接に結びついた改革でもあり、これらの県民生活や市町村行政に対する様々な影響も考えられます。そのため、県民、市町村や関係機関などにも情報提供を行い、意見交換をしながらプランを実施していきます。

2 達成状況と財政見通しの公表

■ 年度ごとの達成状況の取りまとめ、県民への公表

毎年度ごとに行財政改革プランの達成状況の取りまとめを行い、県民に公表していきます。

■ 財政見通しの公表

景気動向や地方財政措置等の状況変化を踏まえ、毎年度の予算編成に合わせて財政見通しの見直しを行い、公表していきます。

行財政改革工程表

総務部行政改革推進課

※文字★は実施済みの項目

